

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、次の事項を実現するため、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）及び沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第3号）を改正することを勧告する。

1 沖縄県職員の給与に関する条例の改正

自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当は、廃止すること。

2 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第3号）の改正

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第3号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額については、平成25年4月1日以後、当該給料の額からその2分の1を減じた額を支給することとし、平成26年4月1日以後、支給しないこととすること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、2については、平成25年4月1日から実施すること。

(2) 改定に伴う所要の措置

平成24年4月から年間給与で民間との実質的な均衡が図られるよう所要の調整措置を講ずること。